

GeoTools ユーザー会 会則

令和 5 年 6 月 2 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本ユーザー会は、GeoTools ユーザー会（以下、ユーザー会）と称する。

(事業期間)

第 2 条 ユーザー会の事業期間は、令和 5 年 6 月 1 日から 1 年間とする。

(事業期間の自動延長)

第 3 条 第 32・33 条に該当する等、特段の事情がない場合、ユーザー会の事業期間は満了時に 1 年間毎の自動延長とする。

(法令)

第 4 条 ユーザー会に関する法律関係については、一般社団法人に関し適用される法令を準用する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 5 条 ユーザー会は、次の各号を活動の目的とする。

- (1) 3 次元地質解析技術の向上
- (2) 3 次元地質・地盤モデルの流通および事業拡大
- (3) GeoTools の機能改善

(事業内容)

第 6 条 ユーザー会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) WEB ミーティングによる情報共有活動
- (2) WEB サイトによる情報共有活動
- (3) その他の情報共有活動

第 3 章 会員

(ユーザー会の会員)

第 7 条 ユーザー会は、幹事会社と、第 5 条の目的に賛同する法人もしくは個人（以下、幹事会社を含め個々の法人・個人を「会員」という。）をもって構成する。

(制約・責任の範囲)

第 8 条 会員は、ユーザー会に提示する文章やデータ等の著作物については、ユーザー会会員がその著作物を利

用する場合に限りその著作権(著作者人格権を含む)の存在を問わないことを了承する。ただし、ユーザー会は著作物について会員間もしくは第三者との間で生じた紛争について一切責任を持たない。

第9条 会員は、ユーザー会を営利目的に関する活動に利用できない。

第10条 ユーザー会は、ユーザー会の利用により発生した会員の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務がないものとする。

(会員の義務)

第11条 会員は、ユーザー会で為された一切の行為およびその結果について当該行為を自己が是か否かを問わず、責任を負う。

第12条 会員がユーザー会を利用の際、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用を以って解決しユーザー会に迷惑を掛け或いは損害を与えないものとする。

第13条 会員が本条に違反してユーザー会に損害を与えた場合、ユーザー会は当該会員に対して被った損害の賠償を請求できるものとし、当該会員はこれを弁済する義務がある。

第14条 会員はユーザー会が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者が居る場合には、ユーザー会が当該第三者の承認を取得することを含む。）を除き、ユーザー会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、その他私的利用の範囲を超えて使用することは出来ない。

第15条 会員は、ユーザー会が承認した場合を除き、ユーザー会を利用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的としたユーザー会の利用をすることが出来ない。

第16条 会員はユーザー会を利用する上で以下の行為を行ってはならない。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪的行為に結びつく行為
- ③ 他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- ④ 他の会員又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- ⑤ その他、法律に反する行為
- ⑥ 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- ⑦ 宗教活動またはこれらに類似する行為
- ⑧ 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- ⑨ ユーザー会の運営を妨げ、或いはユーザー会の信頼を毀損するような行為
- ⑩ ユーザー会の運営のために収集した個人情報を、ユーザー会運営以外の目的で利用する行為
- ⑪ ユーザー会の名誉を失墜する行為

(書類及び帳簿の備付け)

第17条 ユーザー会は、事務局に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えつけておかなければならない。

- ① 本規約に掲げる規定

② 会員の名称及び住所を記載した書面

(地位の譲渡の制限)

第 18 条 会員は、幹事会社の同意を得ないで、第 5 条の事業に関して当該会員の有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

(会員の資格の取得)

第 19 条 ユーザー会の会員になろうとする者（以下、「申込者」という。）は、幹事会社宛に申し込まなければならない。

2 幹事会社は次の各号の要件を満たした申込者に対し、ユーザー会への加入を承認する。

- (1) サブスクリプションサービス対応の GeoTools ユーザー
- (2) ユーザー会参加申込書の提出

(秘密保持)

第 20 条 会員は、本事業を遂行するにあたり取り扱う秘密情報について、別途、ユーザー会あてに差し入れた「秘密保持誓約書」の定めに従い、これを取扱うものとする。

(会員の費用負担)

第 21 条 ユーザー会の運営に係る費用は、特段の場合を除き、原則、幹事会社の負担するものとする。

(脱退および資格喪失)

第 22 条 会員は、書面あるいは電子的書類による通知により、いつでも脱退することができる。

2 会員は、次の各号の事由により会員たる資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 会員たる法人が解散したとき
- (3) 第 22 条の規定により除名されたとき

(除名)

第 23 条 会員が次の各号の一に該当するときは、幹事会社が当該会員に対しその旨通知し、是正を求めるものとする。

- (1) ミーティングにおけるアンケート回答数が年間開催数の半数に満たない場合
 - (2) 第 16 条の行為があったとき
 - (3) この会則及び規定に違反したとき
- 2 前項の通知を受けた会員は、指定期間内にその事態を是正もしくは電子的書類により対応を返答するものとする。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を除名することができる。
ただし、幹事会社は当該会員に対し、除名決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 前項の是正期間内に事態が是正されなかったとき
 - (2) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 4 幹事会社は、除名した会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

第 24 条 会員がその資格を喪失したときは、ユーザー会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務及び第 20 条秘密保持誓約書の義務を免れることができない。

第 4 章 幹事会社

(幹事会社及び事務局)

第 25 条 ユーザー会の業務を執行するため、応用地質株式会社を幹事会社とする。

2 ユーザー会の事務局は、応用地質株式会社 技術本部および情報システム事業部とする。

第 26 条 ユーザー会則に定めるもののほか、ユーザー会の運営上必要な細則は、幹事会社が別に定める。

2 ユーザー会則、各規定及び細則の内容等に疑義が生じたときは、その都度各会員および幹事会社間で協議の上、決定するものとする。

第 5 章 会計

(事業年度)

第 27 条 ユーザー会の事業年度は、令和 5 年 6 月 1 日から 1 年区切りとする。

(財産の管理)

第 28 条 ユーザー会の財産の管理、運用および処分は、幹事会社が行うものとする。

第 6 章 会則の変更および解散等

(会則の変更)

第 29 条 この会則は、幹事会社の判断で変更することができるが、変更内容は会員に通知しなければならない。

(ユーザー会の中断)

第 30 条 ユーザー会は以下の何れかが起こった場合には、会員に事前に通知することなく、一時的にユーザー会のサービスを中断することがある。

- ① ユーザー会のシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
- ② 火災、停電等によりユーザー会のサービス提供ができなくなった場合
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりユーザー会のサービス提供ができなくなった場合
- ④ 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりユーザー会のサービス提供ができなくなった場合
- ⑤ その他、運用上或は技術上ユーザー会がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第 31 条 ユーザー会は、前項各号の場合以外の事由によりユーザー会のサービス提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する会員又は他の第三者が被った損害について一切の責任をも負わないもの

とする。

(ユーザー会の解散)

第 32 条 ユーザー会は、次の各号に掲げるいずれかの場合に解散するものとする。

- (1) 事業期間の満了
- (2) 事業目的の達成
- (3) その他ユーザー会の継続が困難となったとき

第 33 条 幹事会社は 3 ヶ月の予告期間を以って会員に通知の上、ユーザー会を解散することができる。

- 2 前項通知は、ユーザー会の WEB サイト上に 3 ヶ月表示した時点で全ての会員が了承したものとみなす。
- 3 ユーザー会及び幹事会社はサービス提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとする。

以上